4.2.　小型自動車、軽自動車及び普通自動車（4.1.の自動車、4.3.の自動車及び三輪自動車を除く。）

　試験自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び試験自動車の左側面（左ハンドル車にあっては「右側面」）から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接している障害物（図１－２）を基準アイポイントから直接により、若しくはアイポイントの中心から後写鏡、後方等確認装置又は保安基準第44条第６項の鏡その他の装置により確認する。この場合において、4.4.に基づき、基準アイポイント及び基準アイポイントの中心の位置を補正することができる。

4.3.　キャブオーバ型大型貨物自動車等

　試験自動車の前端から２mの距離にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面（左ハンドル車にあっては「右最外側面」）から３mの距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にある障害物（図２）を基準アイポイントから直接により、若しくは基準アイポイントの中心から後写鏡、後方等確認装置又は保安基準第44条第６項の鏡その他の装置により確認する。この場合において、4.4.に基づき、基準アイポイント及び基準アイポイントの中心の位置を補正することができる。

4.4.　（略）

5.　（略）

別添83　二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準

1.　（略）

2.　定義

2.1.　（略）

2.2.　「後写鏡及び後写鏡取付装置」とは、道路運送車両の保安基準第44条第５項の自動車に取り付けられた後写鏡をいい、同条第５項及び本技術基準に定める後写鏡の自動車への取付けに係る基準に係る自動車の部分を含む。

3.　（略）

別添94　灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法

1.　（略）

2.　照明部、個数、取付位置等の測定方法

2.1.　照明部及び反射部の測定方法

　第２節及び第３節に定める灯火等の照明部又は反射部（以下「照明部等」という。）の上縁、下縁、最外縁等に係る取付位置の基準について、実測することにより判定する必要がある場合には、灯火等の照明部等を次のとおり取り扱うものとする。この場合において、実測する自動車は、平坦かつ水平な路面に設置し、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては空車状態の自動車に運転者１名（55kg）のみ乗車した状態とし、それ以外の自動車にあっては乗車人員又は積載物品を乗車又は積載せず、かつ、燃料、冷却水及び潤滑油の全量を搭載し、自動車製作者が定める工具及び付属品（スペアタイヤを含む。）を全て装備した状態とする。

2.1.1.　走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯、低速走行時照射灯、後退灯及び側方照射灯の照明部

2.1.2.・2.1.3.　（略）

2.2.　（略）

4.2.　小型自動車、軽自動車及び普通自動車（4.1.の自動車、4.3.の自動車及び三輪自動車を除く。）

　試験自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び試験自動車の左側面（左ハンドル車にあっては「右側面」）から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接している障害物（図１－２）を基準アイポイントから直接により、若しくはアイポイントの中心から後写鏡、後方等確認装置又は保安基準第44条第５項の鏡その他の装置により確認する。この場合において、4.4.に基づき、基準アイポイント及び基準アイポイントの中心の位置を補正することができる。

4.3.　キャブオーバ型大型貨物自動車等

　試験自動車の前端から２mの距離にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面（左ハンドル車にあっては「右最外側面」）から３mの距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にある障害物（図２）を基準アイポイントから直接により、若しくは基準アイポイントの中心から後写鏡、後方等確認装置又は保安基準第44条第５項の鏡その他の装置により確認する。この場合において、4.4.に基づき、基準アイポイント及び基準アイポイントの中心の位置を補正することができる。

4.4.　（略）

5.　（略）

別添83　二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準

1.　（略）

2.　定義

2.1.　（略）

2.2.　「後写鏡及び後写鏡取付装置」とは、道路運送車両の保安基準第44条第４項の自動車に取り付けられた後写鏡をいい、同条第４項及び本技術基準に定める後写鏡の自動車への取付けに係る基準に係る自動車の部分を含む。

3.　（略）

別添94　灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法

1.　（略）

2.　照明部、個数、取付位置等の測定方法

2.1.　照明部及び反射部の測定方法

　第２節及び第３節に定める灯火等の照明部又は反射部（以下「照明部等」という。）の上縁、下縁、最外縁等に係る取付位置の基準について、実測することにより判定する必要がある場合には、灯火等の照明部等を次のとおり取り扱うものとする。この場合において、実測する自動車は、平坦かつ水平な路面に設置し、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては空車状態の自動車に運転者１名（55kg）のみ乗車した状態とし、それ以外の自動車にあっては乗車人員又は積載物品を乗車又は積載せず、かつ、燃料、冷却水及び潤滑油の全量を搭載し、自動車製作者が定める工具及び付属品（スペアタイヤを含む。）を全て装備した状態とする。

2.1.1.　走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯、低速走行時側方照射灯、後退灯及び側方照射灯の照明部

2.1.2.・2.1.3.　（略）

2.2.　（略）